許可番号一覧

有限会社飯盛商店
令和7年3月25日

(1)産業廃棄物処理業許可番号一覧表

産業廃棄物処分業						許可品目							
番号	都道府県・政令市	業区分	許可番号	優良基準適合	許可年月日及び有効期限	廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類
a	横浜市許可	中間処理業	第05620000198号	有	令和2年8月1日 令和9年7月31日		◇ (破砕)	◎ (破砕)	◎ (破砕)		◇ (切断)	◇ (破砕)	◎

(2)産業廃棄物収集運搬業許可番号一覧表

産業廃棄物収集運搬業						許可品目							
番号	都道府県・政令市	業区分	許可番号	優良基準適合	許可年月日及び有効期限	廃油	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類
1	神奈川県許可	収集運搬	第01403000198号	有	令和元年8月2日 令和8年7月26日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
2	横浜市許可	収集運搬	第05610000198号	有	令和3年9月1日 令和10年8月31日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
3	東京都許可	収集運搬	第13-00-000198号	有	平成30年8月9日 令和7年8月8日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
4	山梨県許可	収集運搬	第01900000198号	有	令和7年3月5日 令和14年3月4日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
5	埼玉県許可	収集運搬	第01104000198号	有	令和5年2月20日 令和12年2月18日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
6	千葉県許可	収集運搬	第01200000198号	有	令和5年7月30日 令和12年7月29日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
7	茨城県許可	収集運搬	第00801000198号	有	令和5年1月24日 令和11年12月10日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
8	栃木県許可	収集運搬	第00900000198号	有	令和5年2月4日 令和13年2月3日	◎	◇	◎	◎	◎	◇	◇	◎
9	静岡県許可	収集運搬	第02201000198号	有	令和4年11月19日 令和11年11月18日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
10	群馬県許可	収集運搬	第01000000198号	有	令和3年2月12日 令和10年2月11日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
11	福島県許可	収集運搬	第00707000198号	有	令和5年5月30日 令和12年5月29日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○
12	宮城県許可	収集運搬	第00400000198号	有	令和5年9月16日 令和12年9月15日	◎	●	◎	◎	◎	◇	●	○

○:（石綿含有産業廃棄物を含む）
◎:（石綿含有産業廃棄物を含まない）
◇:（水銀使用製品産業廃棄物を含む）
●:（水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む）
:積替保管あり

(3)特別管理産業廃棄物収集運搬業許可番号一覧表

	産業廃棄物収集運搬業					許可品目					
番号	都道府県・政令市	業区分	許可番号	優良基準適合	許可年月日及び有効期限	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃PCB	PCB汚染物	PCB処理物
1	神奈川県許可	特別管理 収集運搬	第01453000198号	有	令和7年1月29日 令和14年1月28日	○	○	○	○	○	○
2	東京都許可	特別管理 収集運搬	第13-50-000198号	有	令和7年2月24日 令和14年2月23日	○	○	○	○ (※2)	○ (※2)	○ (※2)
3	群馬県許可	特別管理 収集運搬	第01050000198号	有	令和1年11月25日 令和8年11月24日	○	○	○	○ (低濃度以下に限る)	○ (低濃度以下に限る)	
4	千葉県許可	特別管理 収集運搬	第01250000198号	有	令和2年6月5日 令和9年6月4日	○	○	○	○	○	○
5	埼玉県許可	特別管理 収集運搬	第01150000198号	有	令和4年8月31日 令和11年8月30日	○	○	○	○ (低濃度以下に限る)	○ (低濃度以下に限る)	
6	栃木県許可	特別管理 収集運搬	第00950000198号	有	令和4年10月24日 令和11年10月23日	○	○	○	○	○	
7	静岡県許可	特別管理 収集運搬	第02251000198号	有	令和4年10月31日 令和11年10月30日	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)	

※ 廃油　（揮発油類・灯油類・軽油類）
※ 廃酸　（pH2．0以下のもの）
※ 廃アルカリ　（pH12．5以上のもの）

○:積み替え保管を含まない
△:積み替え保管を含む

※1 低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る
※2 高濃度PCBについては、保管において必要な措置を講じた都内の保管の場所の移動に限る